

役員及び評議員の費用弁償及び報酬に関する規程

(目的)

- 第1条 この規程は、社会福祉法人恵北福祉会（以下「法人」という。）役員の費用弁償及び報酬について必要な事項を定めることを目的とする。
- 2 この規程の対象者は、役員、評議員及び当法人から依頼を受けた委員とする。

(費用弁償)

- 第2条 法人の用務により旅行するときの費用弁償の額及び支給方法については、社会福祉法人恵北福祉会出張規程によるものとする。
- 2 会議等の用務により出務した場合の費用弁償の額については、実費または出張規程別表第1に定める運賃を適用する。

(報酬)

- 第3条 役員が会議等の用務により出務した場合は、報酬として半日3,500円、1日7,000円を支給する。

(常勤役員)

- 第4条 役員が常勤の場合は、給与規程を適用する。

附 則

- この規程は、平成 9年 8月 6日から施行する。
- この規程について、平成14年 4月 1日から、平成19年10月 1日までの附則を省略する。
- この規程は、平成22年 5月28日から施行する。
- この規程は、平成23年 7月11日に公布し、平成23年6月1日から施行する。
- この規程は、平成25年 4月 1日から施行する。
- この規程は、平成26年 4月 1日から施行する。
- この規程は、平成27年 7月22日から施行する。
- この規程は、平成28年 4月 1日から施行する。